

米百俵共済「見舞金給付」規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、長岡商工会議所「米百俵共済」(生命共済)加入者に対し、見舞金を給付することにより、加入者への還元を図ること、及び見舞金の円滑な給付手続きを図ることを目的とする。

(見舞金の保障範囲)

第 2 条 この規程による「見舞金給付」の保障範囲は、「別表 1」の「見舞金」給付内容のとおりとする。

(見舞金給付の決定)

第 3 条 「見舞金給付」は、「別表 2」に定める請求書類を添して、別紙様式 1~3 による事業主からの請求に基づき、専務理事の決裁を経て決定する。

(見舞金の給付額)

第 4 条 この規程による見舞金給付額は、「別表 3」のとおりとする。

(見舞金の給付回数)

第 5 条 この規程による、「別表 3」1. 事故通院見舞金の給付回数は、加入者 1 人につき年 1 回とする。
2. この規程による、「別表 3」2. 病気入院見舞金の給付回数は、加入者 1 人につき年 1 回とする。
3. なお、年の期間は毎年 2 月 1 日より翌年 1 月 31 日とする。

(見舞金の支出)

第 6 条 「別表 3」の 1. 事故通院見舞金及び 2. 病気入院見舞金は、共済事業特別会計から支出する。

(請求期限)

第 7 条 給付金の請求期限については、その事由発生日より 3 年間とする。ただし、請求事由発生日が平成 29 年 1 月 31 日以降の場合に限る。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、「見舞金給付」に関し必要な事項は、専務理事が別に定める。

附 則

(施 行 の 日) 1. この規程は、平成 15 年 2 月 1 日から施行する。
1. この改定規程(第 2 条:見舞金の保障範囲、第 4 条:見舞金の給付額)は、平成 16 年 8 月 31 日から施行する。
1. この改定規程は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。
1. この改定規程(第 5 条:見舞金の給付回数、第 6 条:見舞金の支出)は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
1. この改定規程(第 5 条:見舞金の給付回数、第 6 条:見舞金の支出、第 7 条:請求期限、第 8 条:その他)は令和 2 年 2 月 1 日から施行する。